

令和5年6月29日 みなし不採択

墓地等の経営許可等に関する条例案の一部改正を求める請願について

(趣旨)

昨年3月議会に提出され、焼骨であれば市内どこにでも墓地等設置可能とし強い批判を市民から浴びた条例案に比べると、6月議会に提出された条例案は、市民や寺院から出された意見も参考に改良をされていますが、大切な根幹が変わっていません。

土葬でなければ墓地は市内のどこでも、人家の隣にも病院の隣にも設置可能とするのは、昨年案の表現を変えただけで内容は全く同じであり、市民感情からかけ離れているのみならず、現行細則よりも後退し、厚生労働省の墓地経営の指針から大きく逸脱しています。

納骨堂設置場所も、主たる事務所の存在する境内地という条件が必要であり、条例案の一部改正を求めるものであります。

記

(請願事項)

- 1 松山市墓地等の経営許可等に関する条例案の部分改正をしていただきたい。
- 2 改正を求める箇所は、以下のとおりである。
  - (1) 第5条第2号を、墓地は人家、公園、学校、保育所、病院その他重要な道路及び河川との距離が200メートル程度離れた場所であること。ただし、市民の宗教的感情に適合し、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われると認めるときは、その限りではないとする。
  - (2) 第5条第3号を削除する。
  - (3) 第7条第2号に追加する。

宗教法第3条に規定する「主たる事務所の存在する」境内地とする。